

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和3年9月28日（火）午前9時10分～午前9時48分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「公用車の電気自動車等への転換推進について（案）」の説明をお願いします。

部 長 本件は、2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けて、国・東京都の補助金が活用できる令和4年度から5年度にかけて、公用車のガソリン車から電気自動車への転換を推進するための具体案となります。

内容としては、9台の公用車を電気自動車へと転換し、特殊車両を除き公用車の50%を低公害車とすることを目指すものです。転換の対象外とした車両は、緊急時の速やかな燃料補給や一定以上の積載量・走行距離が必要なこと等により、現時点でこれらの必要な仕様を満たす電気自動車が販売されていないものとなります。ただし、今後の市場の動向により、補助金を活用した購入が可能な仕様を満たす車両が販売された場合には転換を検討します。

令和4年度に比べて5年度に転換車両が多いことについては、ミニバンタイプの電気自動車が4年度には販売されず調達が困難であることが想定されることによるものです。令和5年度に新型のミニバンタイプの電気自動車が販売されるとの情報に基づき、このような計画としています。

なお、本件は、庁議前の環境基本計画推進本部にて承認されています。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「狛江市LINEアカウントによる提供サービスの拡充について」を報告してください。

部 長 狛江市LINEアカウントは令和3年5月に開設し、新型コロナワクチン接種の予約受付機能をメインに運用してきましたが、今後は狛江市LINE活用計画に基づき、提供サービスを拡充します。提供サービス拡充の開始日は10月1日とします。

拡充するサービス内容としては、情報配信、道路・公園・緑道の通報、問合せとなります。

まず、情報配信についてですが、こちらは市の情報や、緊急・災害情報等を配信するものです。情報内容に応じて受信設定で受信希望情報を設定された利用者に対して、セグメント配信も実施していきます。

次に、道路・公園・緑道の通報についてですが、こちらは市内の道路や公園、緑道の不具合等について、写真や位置情報を用いたLINE上からの通報を受け付けるものです。この通報機能は情報提供を目的としており、必要に応じて現場対応を行います。

次に、問合せについてですが、こちらは利用者が知りたい項目を選択していくことで、情報が掲載された市ホームページ等を案内するものです。サービス拡充の開始時点では、5つの分野について実施し、今後順次分野を拡大していきます。

市民への周知として、広報こまえ10月1日号に掲載するほか、市ホームページや狛江市LINEアカウントを含めた各種SNSを用いて周知します。

市長 市民からの通報において、それが偽の情報である場合に、チェックする機能はありますか。

部長 通報においては写真が添付されるため、そちらで確認します。

市長 現在は、写真を加工する等して精度の高い偽の情報を作ることが可能になっています。AIを用いて確認する等、適切な対応ができるよう検討してください。続いて、報告事項2「令和3年度狛江市総合防災訓練実施計画について」を報告してください。

部長 まず、令和3年度の訓練の目的です。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、2年度より、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを整備し、訓練を実施してきましたが、緊急事態宣言発令等を考慮し、一般市民の訓練参加を制限してきました。今回の訓練では、新型コロナワクチン接種が進展していること及び新型コロナウイルス感染症感染者数が減少傾向にあることを踏まえ、市民参加を呼びかけ、避難所等における感染症対策について周知を図ることを主な目的とし、併せて関係機関による展示や訓練体験を行い、防災意識の普及啓発を促進することとします。

日時は、11月28日午前8時30分から正午までです。想定する災害は、午前8時30分にマグニチュード7.3の東京湾北部地震が発生したものと、市の震度は6弱を想定します。

次に、訓練の詳細についてです。会場については、水防訓練の未実施会場である6箇所とし、それぞれ避難所運営協議会を中心とした避難所開設・運営訓練を実施し、その中で実際に市民の方に新型コロナウイルス感染症対策や避難所内のゾーニング等を体験していただくことを予定しています。福祉

避難スペースの設置や福祉避難所への移送訓練も併せて実施し、各スペースについて市民に知っていただく機会としたいと思います。その他、応急給水や電気自動車を活用した外部給電、避難所の混雑状況を周知するVACANの運用も併せて実施します。また、コマラジへも協力を仰ぎ、災害時の情報発信や訓練のレポート放送を行う予定です。

災害対策本部訓練については、本訓練の中では実施しません。各部長においては、訓練実施会場を視察するようお願いいたします。分担については安心安全課で調整します。

次に、訓練の参加対象職員についてですが、各避難所担当職員及び初動要員は、これまで通り参加してください。福祉保健部職員及び児童育成課保育士で避難所担当に指定されている職員についても、参加の対象とします。また、水防訓練と同様に、それらの職員に加えて、避難所の開設が長期化した場合等に交代要員として派遣されることを想定し、事前指定されていない職員も参加の対象とします。人数については、日曜窓口実施日であることも考慮し、各部から2人程度の指定で依頼する予定です。

また、世田谷区から、市区の境に居住する世田谷区民を対象に、市内の避難所で受け入れる合同訓練の打診が来ているため調整中です。

後日、総合防災訓練の実施細部及び参加職員の指定について、事務連絡を發出しますので、各種訓練における職員の参加について協力をお願いします。

市 長 本件に関して、質問等ありますか。

部 長 6月20日に実施した水防訓練においては、訓練実施対象避難所へ実施対象でない避難所の避難所運営協議会が視察に行きましたが、総合防災訓練においても同様の取組を行いますか。

部 長 相互視察を実施することを検討しています。

市 長 校長等の学校管理職も相互視察に参加することはできますか。

部 長 特段の支障がない限り、避難所運営協議会と一緒に視察するよう校長会にて要請します。

市 長 続いて、報告事項3「各部（局）におけるタイムラインの作成について」を報告してください。

部 長 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）については、策定以来、令和元年東日本台風における課題や各種法令等の改正に伴い、適宜改正を重ねてきたところです。

この度、市の水害対応力の更なる向上を図るため、狛江市タイムラインを基準とした各部（局）ごとのタイムラインの作成をお願いします。

作成の方法については、資料を御覧ください。現行の狛江市タイムラインにおける市の対応として「災害対策本部及び事務局の対応」と網掛け部分の

「各災対部ごとの対応」とに項目が分かれています。この「各災対部ごとの対応」について各部で担当課を指定し、具体的な行動を記載した「各部のタイムライン」の作成をお願いします。作成の際には現行の狛江市タイムラインに記載のない仔細な行動がある場合は適宜行を追加し、記載するようお願いします。参考に総務部のタイムラインの例を添付しています。

作成の詳細や注意事項等について、庁議後に事務連絡を発出しますので、それに沿って作成及び報告をお願いします。その後安心安全課にて取りまとめ、各部に共有します。

今後、狛江市のタイムラインは関係機関の動向や法令の改正等に併せ、継続的に更新していくこととなります。それに伴い、各部のタイムラインの更新をお願いすることがありますので、引き続き協力をお願いします。

市 長 本件に関して、質問等ありますか。

副市長 総務部で取りまとめた後、不整合が無いかなど、内容の確認をしてから各部に共有するようにしてください。

市 長 続いて、報告事項4「安心で安全なまちづくりの日の広報及び啓発について」を報告してください。

部 長 市では、狛江市安心で安全なまちづくり基本条例に基づき、10月25日を安心で安全なまちづくりの日と定めており、広報及び啓発を重点的に実施することとしています。

令和3年度は、10月1日から10月29日までの期間に安心で安全なまちづくりの日を周知するための横断幕及び懸垂幕を、防災センターに掲出します。また、9月28日及び10月26日に安心安全課職員がコマラジに生放送で出演し、安心で安全なまちづくりの日の周知及び防災・防犯に関する啓発を行います。他にも、11月6日実施のスポレク大会及び11月7日実施の防災アレルギーセミナーにおいて、防災啓発及び防災防犯啓発グッズの配布を行います。

市 長 記念日には、市において定めるもの以外にも、国、東京都で定めるものが様々ありますが、タイムリーに啓発できていないものもあります。広報こまえ等への掲載における日程管理を行う等、遅滞なく啓発を行うようにしてください。続いて、報告事項5「狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進状況報告書（令和2年度実績）について」を報告してください。

部 長 本報告書は、市の事務事業から排出する温室効果ガス削減を目指す、狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定めた取組の進捗状況を報告するものです。

令和2年度の市の事務事業から排出された温室効果ガスは、3,728t-CO₂eqで、平成31年度と同量となりました。また、計画の目標として、二酸化炭素

(CO₂)排出量を令和12年度に平成25年度比で29%削減することを掲げていますが、令和2年度は3%の削減で平成31年度と同じ削減率となりました。令和2年度のポイントとして、新型コロナウイルス感染症の影響による、施設閉鎖等に伴い電気使用量が減少する一方で、換気徹底の中で適温を保つための空調設備によるガス使用量が増加する等、エネルギーの使用状況に大きな変化が見られました。新型コロナウイルス感染症を巡る今後の情勢は未だ不透明ではありますが、ゼロカーボンシティを実現するため、高効率設備の導入及び日常業務における省エネ促進の継続と、公共施設における再生可能エネルギー電力の更なる活用推進等に取り組むことで、計画目標の達成を目指します。なお、本件は、庁議前の環境基本計画推進本部にて承認されています。

市長 　　その他ありますか。

部長 　　和泉本町浄水所耐震工事についてです。

和泉本町浄水所の配水池の耐震工事に伴い、浄水所の機能が停止し、災害時給水ステーションとしても開設されないこととなります。停止期間は令和3年10月1日から4年12月31日までの予定です。工事期間中は、バイパス等を利用することで市内に配水されます。

また、災害時の給水体制としては、13箇所の指定避難所に応急給水栓が設置されているほか、近隣では砧浄水所が災害時給水ステーションに指定されています。

市長 　　他にありますか。

部長 　　台風第16号についてです。

本州に上陸はしない見込みですが、10月1日の未明から午前中にかけて接近する見込みです。各部においては状況に応じて協力をお願いします。

市長 　　他にありますか。

部長 　　市民課窓口へのキャッシュレス決済サービスの導入についてです。

市民課窓口における各種申請書手数料等の支払いについて、10月1日からキャッシュレス決済サービスを導入しますので報告します。5月24日の庁議にて報告しました市民課窓口を導入したセミセルフレジについては、これまで支払い方法を現金のみとしていましたが、10月1日から各種キャッシュレス決済のサービスを導入します。利用できるキャッシュレス決済の種類としては、交通系ICカードを含む電子マネー14種類、クレジットカード6種類、二次元コード決済8種類の計28種類となります。キャッシュレス決済導入により現金の取扱いを減らし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するとともに、多種多様な決済手段に対応することで市民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

市民への周知は、広報こまえ10月1日号、市ホームページ等で実施します。

市長 他にありますか。

部長 予約不要接種の実施についてです。

若年世代を中心とした接種促進策「SAVE KOMAE PROJECT」の中で、市としての接種率の最終目標を12歳から39歳までの若年世代で75%、40歳代及び50歳代の中間世代で80%、60歳以上の高齢世代で90%と設定し、これに向けて現在取組を進めているところです。その中で、接種しやすくするための方策の1つとして、喜多見駅及び和泉多摩川駅近くで実施する予約不要接種について報告します。

各会場の詳細についてですが、喜多見駅前会場については令和2年11月に市と小田急SCディベロップメントで締結した包括連携協定に基づく取組の1つである、醸造所・レストラン・酒屋とサテライトオフィスが一体となった店舗であるSAKEYA喜多見を活用した会場とし、10月1日、2日、8日及び9日の4日間実施します。

和泉多摩川駅前会場については、現時点ではまだ調整中ですが、駅前歩道部分のスペースに大型バスを乗り入れて接種会場とすることを考えています。こちらは10月15日及び16日の2日間実施する予定です。受付場所や待機場所等のレイアウト等は調整中ですが、両会場とも実施日は金曜日夜間と土曜日の午前中とし、1日当たりの接種上限を設けず、来場者全員に接種できるよう体制を整えます。なお、当日のワクチン管理においては、最後の時間帯に一定の予約枠を設けることで、無駄のないよう調節します。また、防災センター会場については、これまでどおり通常の予約接種実施日に実施します。

また、9月22日の厚生労働省の自治体向け説明会において、追加接種、3回目接種の実施について言及がありました。資料3枚目を御覧ください。まず、「1実施期間」にあるように、追加接種は早ければ12月からの開始が想定されており、市町村は12月から追加接種を開始できるよう、対象者の追加接種時期に合わせて接種券を発送するとされています。また、「2接種対象者」のとおり、追加接種の対象者は2回目接種終了者のうち、概ね8箇月以上を経過した者に1回の追加接種を行うこととなり、予算については、右下「8予算」のとおり、「国が全額を負担する方針のもと、今後措置する予定」とされています。今後、国からの新しい情報を注視しながら、追加接種の準備を進めますが、これに伴い、各部へ改めて協力をお願いします。

また、現在実施している個別クリニックでの接種については、現在の予約状況や今後のインフルエンザワクチン接種等に備えるため、10月で一旦終了

し、具体的に追加接種を準備する段階で、改めて医師会と調整する予定です。

市 長 市は10月20日をもって希望者全員への新型コロナワクチン接種を完了しますが、この度、年代別に接種率の目標を設定し、接種の更なる推進に取り組めます。他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症への対応に関する水道料金・下水道使用料の支払猶予の受付期間延長についてです。

新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、下水道使用料の支払いが困難な方に対する支払の猶予を、令和2年3月24日から3年9月30日までの期間で受け付けているところですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済への影響等を鑑み、水道料金の新規受付期間が再度延長されることから、併せて下水道使用料についても再度受付期間を延長することとしました。受付期間は令和4年3月31日までとし、受付は東京都水道局多摩お客様センターにて行います。猶予期間は申し出から最長1年間とします。

市 長 他にありますか。

部 長 学習フリースペース事業についてです。

本事業は、学校一斉閉庁期間中に開催した公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の取組の一つである「学びのためのフリースペース」を、今後の継続的な実施を見据え、試行実施するものです。令和3年11月1日から4年3月31日までを試行期間とし、実施結果を検証した上で、4年4月1日から本格的に実施したいと考えています。対象者は、小学生から大学生までをメインターゲットとし、夏休みの居場所事業に協力いただいたこまえ学習サポートプロジェクトに見守り等をお願いする予定です。なお、「夏休み子ども・中高生スペース」では、子ども食堂も実施し、多くの方に利用いただいています。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月6日午前9時00分から開催します。